



2017年2月2日

各 位

会社名 花 王 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
澤 田 道 隆  
(コード番号 4452 東証第一部)

## 当社取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2017年3月21日開催予定の第111期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

(1) 当社は、当社取締役（社外取締役を除きます。）及び当社執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします（※）。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

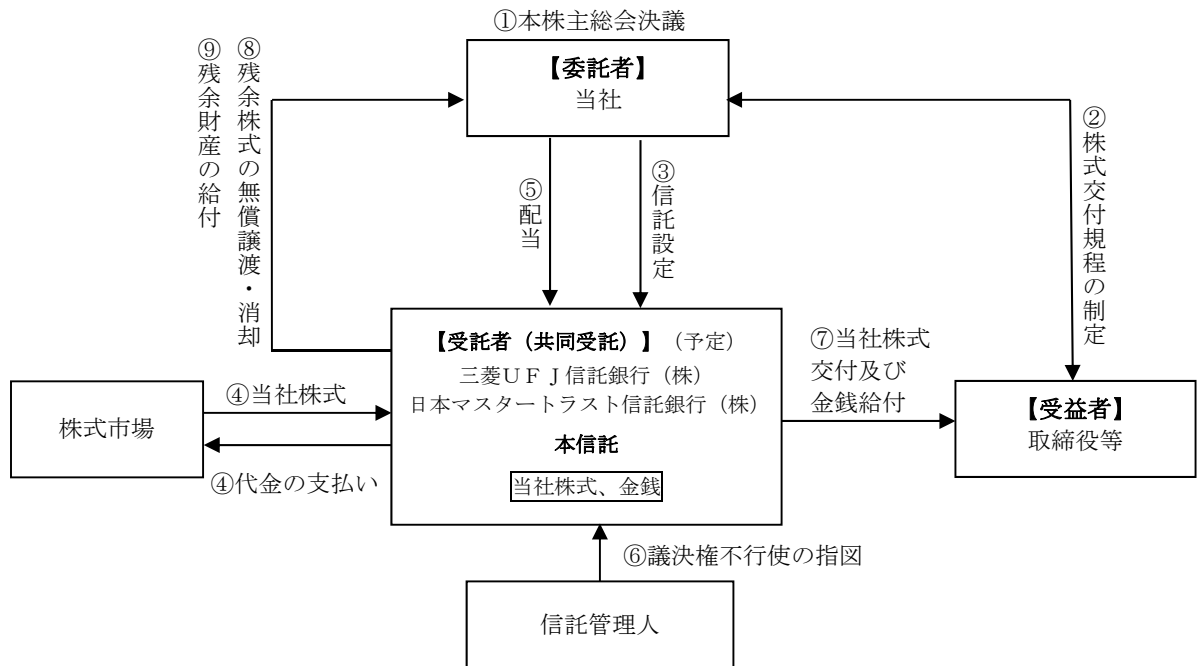
(3) 本制度として、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、役位や中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、B I P信託を通じて取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付または給付（以下「交付等」といいます。）します。

※ 本株主総会において本制度の導入が原案どおり承認可決されることを条件として、現在のストックオプション（株式報酬型）による報酬につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止し、2017年度以降、新規の割り当てを行わないこととします。この結果、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

※ 当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、独立社外取締役を議長とし、独立社外役員が過半を構成する取締役・執行役員報酬諮問委員会を設置しております。本制度の導入については、取締役・執行役員報酬諮問委員会の審査を経ております。

## 2. 本制度の詳細等

### (1) B I P 信託の仕組み



- ① 当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。また、本信託内の当社株式に関して支払われていた配当金についても、各配当基準日における単年度ポイント（下記（2）（5）に定めます。）の累計値に業績連動係数（下記（2）（5）に定めます。）を乗じたポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑧ 対象期間（下記（2）（1）に定めます。）における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象になります。信託期間の満了によ

り本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められるポイント数（下記（２）（５）に定めます。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記（２）（８）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

## （２）本制度の内容

### （１）本制度の概要

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、役員及び中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を交付等する株式報酬制度です（当初の対象期間は2017年12月31日で終了する事業年度から2020年12月31日で終了する事業年度までの4事業年度とします。）。本制度による役員報酬は、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う「業績連動部分」と毎年一定数の当社株式等の交付等を行う「固定部分」から構成されます。「業績連動部分」は当社中期経営計画の達成に向けた取締役等の動機付け及び中長期の業績と役員報酬の連動強化を、「固定部分」は取締役等の株式保有を通じた株主との利害共有の強化を目的とし、業績連動部分と固定部分の構成割合は、業績連動部分：固定部分 = 70%：30%とします。

なお、下記（４）イによる本信託の継続が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度をそれぞれ対象期間とします。

### （２）本制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

### （３）本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、原則として、対象期間中の毎年一定時期に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、固定ポイント数（下記（５）に定めます。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。また、取締役等は、対象期間終了後に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、業績連動ポイント数（下記（５）に定めます。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中の各事業年度の末日に取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含みます。）
- ② 自己都合で退任した者及び在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ③ その他業績連動型報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

#### (4) 信託期間

##### ア 当初の信託期間

2017年4月（予定）から2021年6月（予定）までの約4年間とします。

##### イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらにその時点の中期経営計画に対応する年数について本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

#### (5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等への当社株式等の交付等は下記(6)により業績連動部分については対象期間終了後に、固定部分については対象期間中の各事業年度終了後に行います。

取締役等には、当社株式等の交付等の前提として、以下①及び②に定めるポイントを付与します。1ポイントは、当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

##### ① 業績連動部分

役位ごとにあらかじめ定められたポイント（以下「役位ポイント」といいます。）を基準に、以下の算定式で算出する単年度ポイントを、対象期間中の各事業年度末日に在任している取締役等（各事業年度末日をもって任期満了等により退任した取締役等及び各事業年度末日に死亡した取締役等を含みます。）に対して、当該事業年度末日に付与していきます。対象期間終了後に、取締役等（対象期間中に任期満了等により退任した取締役等を含みます。）に対して付与した単年度ポイントを累計し、この累計値に中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出します。

（単年度ポイントの算定式） 役位ポイント × 70%

（業績連動ポイント数の算定式） 対象期間中の単年度ポイントの累計値 × 業績連動係数<sup>\*1</sup>\*<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> 業績連動係数は、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、当初の対象期間については実質売上高CAGR（年平均成長率）及び連結営業利益率等とします。

<sup>\*2</sup> 対象期間終了前に取締役等が死亡した場合（任期満了等により退任した後、対象期間終了前に死亡した場合を含みます。）には、当該時点で単年度ポイントを累計し、業績連動係数は100%として、業績連動ポイント数を算出します。

##### ② 固定部分

役位ポイントを基準に、以下の算定式で算出する固定ポイントを、対象期間中の各事業年度末日に在任している取締役等（各事業年度末日をもって任期満了等により退任した取締役等及び各

事業年度末日に死亡した取締役等を含みます。) に対して、対象期間中の各事業年度末日に付与します。

(固定ポイント数の算定式) 役位ポイント × 30%

#### (6) 取締役等への当社株式等の交付等の方法及び時期

##### ① 業績連動部分

業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は対象期間終了後となります。具体的な交付等の方法及び時期は次のとおりです。

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間終了直後の6月頃に、業績連動ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り上げ)の交付を受け、残りの業績連動ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、当該取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、業績連動ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

##### ② 固定部分

固定部分に係る当社株式等の交付等の時期は対象期間中の各事業年度終了後となります。具体的な交付等の方法及び時期は次のとおりです。

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間中の各事業年度終了直後の6月頃に固定ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り上げ)の交付を受け、残りの固定ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、当該取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、固定ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等は固定部分として取得した当社株式を対象期間が終了するまで継続保有するものとします。

#### (7) 取締役等の死亡時の取扱い

信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、死亡時点で算出した業績連動ポイント数及び死亡後に開始する受益者確定手続の対象となる固定ポイント数の累計値に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

#### (8) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付がなされる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む)の上限数

当社が、対象期間(4事業年度)について、本信託へ拠出する信託金の金額は18.5億円(信託期間中の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬及び信託費用の合算金額となります。)を上限とします。この信託金の上限額は現行のストックオプション(株式報酬型)による報酬の水準等を考慮した金額です。

対象期間(4事業年度)において、本信託から上記(6)により取締役等に交付される当社株式(換価処分の対象となる株式を含む)の総数は、34万株を上限とします。この株数は、上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点の株価等を参考に設定しています。

(9) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(8)の株式取得資金及び交付株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

業績連動部分に係る当社株式等の交付等が対象期間終了後となることを踏まえ、中期経営計画達成に向けた意欲向上のため、本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、対象期間中の各配当基準日における取締役等の単年度ポイントの累計値に業績連動係数を乗じたポイント数に応じて、1ポイントあたり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記(6)により交付等が行われる当社株式等とともに取締役等に給付されます。

(12) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                                      |
| ② 信託の目的   | 当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること                                              |
| ③ 委託者     | 当社                                                                             |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                                |
| ⑤ 受益者     | 取締役等のうち受益者要件を満たす者                                                              |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                                           |
| ⑦ 信託託契約日  | 2017年4月27日（予定）                                                                 |
| ⑧ 信託の期間   | 2017年4月27日（予定）～2021年6月末日（予定）                                                   |
| ⑨ 制度開始日   | 2017年5月1日（予定）                                                                  |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しない                                                                          |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式                                                                         |
| ⑫ 信託金の金額  | 18.1億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。）                                                    |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2017年5月1日（予定）～2017年5月31日（予定）<br>（なお、決算期（四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得                                                                       |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社                                                                             |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                         |

【信託・株式関連事務の内容】

- |          |                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。                  |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上